

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 29 日（金）第2893号の12



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 職員に対する被服類貸与規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1
- 職員の給料の調整額に関する規則及び鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 2
- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 3
- 職員の給料の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 3

規 則

職員に対する被服類貸与規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第34号

職員に対する被服類貸与規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（職員に対する被服類貸与規則の一部改正）

第1条 職員に対する被服類貸与規則（昭和32年鹿児島県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表中20の項を削り、21の項を20の項とし、22の項から33の項までを1項ずつ繰り上げ、同表34の項中「農地建設課」を「農地保全課」に改め、同項を同表33の項とし、同表35の項中「5の項及び37の項」を「36の項」に改め、同項を同表34の項とし、同表中36の項を35の項とし、37の項を36の項とし、同表38の項中「39の項」を「38の項」に改め、同項を同表37の項とし、同表39の項から46の項までを1項ずつ繰り上げ、同表47の項中「49の項」を「48の項」に改め、同項を同表46の項とし、同表48の項から56の項までを1項ずつ繰り上げ、同表57の項中「60の項、67の項及び68の項」を「59の項、66の項及び67の項」に改め、同項を同表56の項とし、同表58の項から65の項までを1項ずつ繰り上げ、同表66の項中「64の項及び65の項」を「63の項及び64の項」に改め、同項を同表65の項とし、同表67の項を同表66の項とし、同表68の項中「67の項」を「66の項」に改め、同項を同表67の項とし、同表69の項中「71の項」を「70の項」に改め、同項を同表68の項とし、同表70の項中「71の項」を「70の項」に改め、同項を同表69の項とし、同表71の項を同表70の項とし、同表72の項中「73の項」を「72の項」に改め、同項を同表71の項とし、同表73の項を同表72の項とする。

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第2条 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第74号）の一部を次のように改正する。

表中「職員厚生課」を「総務事務センター」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則及び鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第35号

職員の給料の調整額に関する規則及び鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第1障害福祉課の項及び薬務課の項を削り、同表精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

高等技術専門校	(1) 職業訓練指導の業務に従事する職員 ((2)に掲げる者を除く。)	2
	(2) 職業訓練指導の業務に従事する職員 (副校長に限る。)	1
障害者職業能力開発校	職業訓練指導の業務に従事する職員	2
農業開発総合センター 農業大学校	(1) 農業実習指導の業務に従事する職員 ((2)に掲げる者を除く。)	2
	(2) 農業実習指導の業務に従事する職員 (副校長、部長及び参事に限る。)	1

(鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第2条 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則（昭和35年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条を次のように改める。

第18条及び第19条 削除

第21条から第25条までを次のように改める。

第21条から第25条まで 削除

第51条を次のように改める。

(麻薬取締手当)

第51条 条例第52条に規定する麻薬取締手当は、保健福祉部薬務課に勤務する職員に対して支給する。

2 麻薬取締手当の額は、条例第52条第1項に規定する業務又は拳銃訓練に従事した日1日につき、550円（夜間において条例第52条第1項に規定する業務又は拳銃訓練に従事した場合にあつては、800円）とする。

3 所属長は、麻薬取締業務等命令簿（別記第34号様式）を作成し、これに基づいて麻薬取締手当を支給するものとする。

第52条第1項中「（職業訓練指導手当及び農業実習指導手当を除く。）」を削る。

第53条第1項中「，職業訓練指導手当，農業実習指導手当」を削り、同条第2項中「及び家畜直腸検査等手当」を「，家畜直腸検査等手当及び麻薬取締手当」に改める。

第54条中「及び第50条第3項」を「，第50条第3項及び第51条第3項」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別記第33号様式の次に次の1様式を加える。

第34号様式 (第51条関係)

麻薬取締業務等命令簿

所属長印	直接の監督者印	年月日	職名		氏名	
			従事場所	従事区分	業務又は訓練内容	備考

(注) 従事区分欄は、昼夜の別を記入すること。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第36号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則 (昭和32年鹿児島県規則第77号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 印刷技師の項及び別表第 4 印刷技師の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

職員の給料の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第37号

職員の給料の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給料の特別調整額に関する規則 (昭和35年鹿児島県規則第90号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「支庁長」を「大島支庁長」に改める。

別表第 1 の 2 中 「新幹線活用政策総括監
土木監」を「土木監」に、「かごしま県民交流センター

「熊毛支庁長
かごしま県民交流センター副館長
副館長」を 環境保健センター所長
精神保健福祉センター所長」に改める。

「センター長

別表第 2 中「総務部県民生活局次長」を 総務部県民生活局次長 に、「商工労働水産部
新幹線活用政策総括監」

観光交流局次長」を 「商工労働水産部観光交流局次長
獣医務技監」に、「歴史資料センター^{れい}黎明館副館
環境保健センター所長
精神保健福祉センター所長

長

を「歴史資料センター黎明館副館長」に、

」

教育委員会	教育委員会事務局	教育次長 教育委員会が指定する参事	を
	総合教育センター	所長	

」

教育委員会事務局	教育次長 教育委員会が指定する参事	に
----------	----------------------	---

改める。

別表第 3 中 「課長
センター長」 を「課長」に、「政策調整監」を「政策調整監
厚生監」に、「少子化
資源対
策監」を「少子化対策監」に、「水産流通対策監」を「水産流通対策監
観光地整備対策監」に、「計画調
整監」を「むらづくり企画監」に、「かごしま県民交流センターハーモニー推進課長」を
「かごしま県民交流センター男女共同参画推進課長」に、

」

総合教育センター	次長	を
----------	----	---

」

総合教育センター	所長 次長	に改
----------	----------	----

める。

（鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第 2 条 鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中 「大島支庁総務企画部与論町駐在機関
大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課与論町駐在機関」 を「大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課与論町駐在機関」に改める。

（初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第 3 条 初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 アの表 4 級の項中 「総括県税徴収対策官
徴税指導対策官」 を「徴税指導対策官」に、「専門員」
を「参事付
専門員」に改め、同表 5 級の項中 「技術補佐（5級）
主任監査員（5級）」 を「技術補佐（5級）
主任監査員（5級）」に改め、同表 6 級の項中 「課長（6級）
センター長」 を「課長（6級）」に改め、同表 7 級の項中 「監
（7級）」を「センター長
監（7級）」に改め、同表 8 級の項中 「地域振興局長（8級）」を「地域振
興局長（8級）
（8級）」に改め、同表 9 級の項中 「支庁長」を「支庁長（9級）」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。